

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度開始		担当課室	労働衛生課		椎葉 茂樹		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		施策名	Ⅱ-2-2 労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、第3号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東電福島第一原発において緊急作業に従事した労働者の長期的な健康管理を着実に実施するため、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者で心身の健康に不安を感じる労働者からの健康相談窓口を設置する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東電福島第一原発作業員健康対策室福島支部事務所を設置し、第一原発の作業届について、緊急作業従事者に係る被ばく防護措置等の内容が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。 また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者で心身の健康に不安を感じる労働者からの健康相談窓口を設置する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
			89	172	261			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	( )年度				
	健康相談窓口で相談した結果、有用であった旨の回答の割合	%	80			回	2,532	
単位当たりコスト	19,387 (円/回)		算出根拠	健康相談に係る経費(49,088千円)÷相談回数(2,532回) ※健康相談に係る経費のみで算定し、それ以外は定量的に算出不可のため対象外とする。				
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」6(1)②(v)において、「原子力発電所の労働者の健康診断を徹底するとともに、被ばく線量等をデータベース化するなど長期的な健康管理を行う。」と示されており、これに則り実施するものである。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				緊急作業従事者はこれまで例のない高濃度被ばくの危険にさらされたことで心身の健康への不安が高まっており、健康管理対策に対するニーズ、優先度は共に高い。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				新たな事業となる緊急作業従事者の長期的健康管理については、専門検討委員会の意見を踏まえ、データベースによる運用及びそれを活用した健康相談を行い、被ばく線量等を経年的に更新していくことにより、将来的には放射線被ばくによる疾病の早期発見に繋がる等、効果的な事業が実施される。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				基本的な健康相談については本部における電話相談で対応が図れると考えており、要望があった時にのみ医師による対面相談を実施するが、その場合においても地域の医師を随時派遣する方法で、複数の相談対応を図ることとしている等、事業の効率性に十分配慮しているものである。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				緊急作業従事者の長期的健康管理は国が責任を持って実施するものである。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				国の新たな事業となるが、事業実施スケジュールに基づき計画的に実施することとしている。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				補正予算成立後直ちに事業に着手する予定である。事業実施スケジュールに基づき計画的にデータベース運用、健康相談を実施することから、透明性の確保、進行状況の把握は適切に行われるものである。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/ )」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。